

## 日本語の国際化

——地域社会における年少者への言語学習支援の充実へ向けて——

野 山 広

### はじめに

まずははじめにお詫び申し上げます。本来ならば国語課長の小池が話をさせていただくところ、本日は急用のため、申し訳ありませんが、代わって、日本語教育の調査官をしております野山が話させて頂きます。

ここでは、配布資料に沿って「日本語の国際化－地域社会における年少者への言語学習支援の充実へ向けて－」というテーマで、三つの話と一つの紹介をさせていただきます。

まず一つ目は、国内の日本語教育の現状について触れながら、日本語教育施策の現状について、二つ目は、文化庁の国語審議会（第3委員会）の答申に沿って、「日本語の国際化」の意味と、それを進めるための三つの方針について概観させていただきます。三つ目は、「地域社会における年少者への言語学習支援の充実へ向けて」必要と考えられる理念、目標、施策等について、そして最後は、8月に実施予定の文化庁の日本語教育大会について紹介させていただきます。

### I. 国内の日本語教育の現状

近年、我が国と諸外国との国際交流の進展、そして平成2（1990）年の出入国管理及び難民認定法（以下、入管法）の改正・施行などの社会状況の変化に応じて、外国人登録者の数は、増加の一途をたどっています<sup>(注1)</sup>。また、国内の地域社会においては、家族を伴った定住外国人をはじめとして、多様な背景を持った日本語学習を必要とする居住者が増加してきています。こうした状況下、日本語を通した支援の現場では、以前にも増して、きめ細かな学習支援が必要となってきています。ここでは、まず、国内の日本語教育の現状について概観してみようと思います。

#### 1. 日本語教育機関・施設数、教員数、学習者数など

「国内の日本語教育の概要（文化庁調べ：平成11年11月1日現在）」によれば、ここ10年間（平成元年から11年）の国内の推移を見ると、機関・施設数は744機関・施設から1,633機関・施設（2.2倍）、教員数は、7,924人から23,048人（2.9倍）に、学習者数は72,486人から93,331人（1.3倍）に、それぞれ増加しています（資料参照）。

なお、御参考までに、国際交流基金の調査（1998年）によれば、海外の日本語学習者数は210万人（108か国と7地域）で過去最高となっており、教師数（27,611人）、機関数（10,930機関）も同様となっています<sup>(注2)</sup>。

#### 2. 日本語教育施策の現状

既に述べましたように、国際交流の進展、入管法の改正・施行などの社会状況の変化に伴い、外国人登録者の数は増加の一途をたどっており、地域社会における日本語を通した支援の現場では、多様な背景の日本語学習を必要とする居住者が様々な要望を抱えて生活しています。

こうした中、日本語学習需要の多様性に応じたきめ細かな日本語学習支援を進め、外国人に対する日本語教育の振興を図るために、文化庁（国語課）では、総合的な企画や連絡調整を担当しており、以下の調査・事業（施策）を実施しています<sup>(注3)</sup>。

##### （1）日本語教育の教育内容の充実に関する事業及び調査研究

①日本語教育実態調査<sup>(注4)</sup>

②日本語教育研究委嘱

- (3) 日本語教育研究協議会の開催
- (4) 日本語教育推進会議の開催
- (2) インドシナ難民、中国帰国者に対する日本語教育支援事業
  - ① インドシナ難民に対する日本語教育<sup>(注5)</sup>
  - ② 中国帰国者に対する日本語教育<sup>(注6)</sup>
- (3) 地域日本語教育推進事業
  - ① モデル事業の委嘱
  - ② 地域日本語教育セミナーの開催
- (4) 日本語教員の養成<sup>(注7)</sup>に関する事業
  - ① 日本語教員の養成に関する調査
  - ② 日本語教育能力検定試験<sup>(注8)</sup>
- (5) 外国人日本語能力試験<sup>(注8)</sup>に関する調査事業
- (6) 高度情報化に対応した日本語教育に関する調査事業
- (7) 日本語教育支援総合ネットワーク・システムの構築

今日は、こうした調査・事業（施策）の中で、後ほど、特に(3)の地域日本語教育推進事業の成果に焦点を当てたいと思っています。では、次に、昨年12月に幕を閉じた国語審議会の答申の中で、「国際社会に対応する日本語の在り方」に関して審議していた第3委員会の答申内容について触れておきたいと思います。

## II. 日本語の国際化について

次の話も資料（野山、2001、「日本語の国際化と日本語教育」）をみていただきながら聞いていただければと思います。

文化庁の国語課では日本語教育に関する仕事はもちろんですが、20世紀の終わり、つまり昨年（2000年）の12月8日までは、国語審議会に関する仕事にも携わっておりました（現在は、文化審議会の国語に関する分化会として存続しています）。

実は、その国語審議会でも、国際交流の進展、入管法の改正・施行などの社会状況の変化に伴い、国際化に対応した日本語教育の在り方等に関する審議が行われてきました。具体的には、平成5年11月の文部大臣諮問のうち「国際社会への対応に関すること」について、「国際社会に対応する日本語の在り方」として、平成12年12月8日に答申をしました。この答申では、「国際化時代の日本語の在り方に関する基本的な考え方」として「世界に存在する一つ一つの言語は人類共通の財産であり、今後とも、様々な価値観や思考方法などを担う多様な言語の存在によって、人類の文化の多様性が生かされていくことが大切である。——中略——私たちは、母語としての日本語を大切にするとともに、人類の文化資産の一つとしての日本語の価値や役割を自覚し、主体性を持ってそれらを世界に発信し、日本語の国際的な広がりや、世界における日本理解を進めるために必要な体制を用意していくべきである。」と述べています。

そして、上記の基本的な考え方に基づき、国際社会の中で日本語を生かしていくために「より多くの世界の人々に日本語の価値が認識され、日本語の使用が広がること」「日本語の使い方が、国際的なコミュニケーションにも一層適したものになること」という二つの側面から日本語の国際化を推進する必要がある、と指摘しています。さらには、これらの考え方や側面を踏まえた上で、日本語の国際化を進めるための三つの方針〔1. 世界に向かた情報発信の促進、2. 多様な日本語学習需要に応じたきめ細かな学習支援、3. 国際化に対応する日本人の言語能力の伸長〕に基づいて、日本語の国際化を進めることができると提言しています。

### 1. 世界に向かた情報発信の促進

日本語の国際的な広がりを進展させるためには、日本語や日本文化についての正確で魅力的な情報を世界に発信することが重要となるわけですが、そのためには国内外の日本語学習者や教師等（日本語教育関係者）の多様な需要の実態を知ることが肝要となります。これまで開催してきた文化庁のシンポジウムや協議会等の参加者の声（需要・ニーズ）を踏まえると、国内外の日本語教員や日本語学習支援者が最も必要としているものの一つと

して、日本語教育方法・内容に関する調査研究情報や教材の書誌情報や統計情報等を含めた日本語教育関係情報、そして教材用素材を容易に入手できるようなデータベースの構築とシステム化がありました。

#### 1-1. 日本語教育支援総合ネットワーク・システムの構築

このような状況を踏まえ、文化庁では、平成12年度より、日本語学習支援のための環境を整備するため、日本語教育関係情報や多様な教材用素材を収集し、それらの情報をデータベース化し、インターネット等を通じて情報提供を行う「日本語教育支援総合ネットワーク・システム」を構築してきました<sup>(注9)</sup>。

#### 1-2. 日本語教育支援総合ネットワーク・システムの概要

##### (1) 情報ネットワーク

一つ目は、日本語教育関連の情報を提供をするための「情報ネットワーク」です。

具体的には、調査研究情報（書誌情報、入手方法情報）、各日本語教育機関情報（機関名、授業内容、使用教材等）、統計情報（日本語教育に携わる機関が調査した関連情報）、日本語教育行事案内（研修会、シンポジウムなど）、日本語教育関係者情報（勤務先、専門分野、論文名等）、教員募集情報（職務内容等）、各機関で作成した教材情報（書誌情報、入手方法情報）などを収集・分類し、提供しています。

##### (2) 教材制作ネットワーク

二つ目は、日本語教材用素材を提供するための「教材制作ネットワーク」です。

国内外の各機関において、需要に応じて教材・副教材を作成しようとする場合、作成に当たって、必要な素材をどのようにして集めるのか、国内外を問わず、いろいろと苦労をしているものと推察されます。特に海外の日本語教育関係者は、適切な教材用素材が入手できない環境にあることが予想されます。

本システムは、こうした問題の軽減と教材を作成したい人々の支援のために、教材用の素材を一箇所に収集・データベース化、プールしておき、提供しようとするものです。

利用したいと思う人には、まず会員になっていただき<sup>(注10)</sup>、日本語教育現場の利用目的であれば、そこから自由に引き出して（ダウンロードして）、その目的や学習者の要望に応じて、自在に加工することができます。換言すれば、自分の地域や学校（現場）で需要・要望の多い素材を織り込んだ教材の作成において、その地域では入手しにくいと考えられる素材を容易に入手できるような環境を整備していくために構築されたものです。

### 2. 多様な日本語学習需要に応じたきめ細かな学習支援

近年、国内外の社会状況の変化の中で、国内の地域においては、日系南米人や中国帰国者、日本人配偶者など、地域に居住（長期滞在）する外国人が増加しています。これらの人々は、職業生活あるいは日常生活において、日本語のコミュニケーション能力を必要としており、こうした多様な需要にも対応できるきめ細かな学習支援の推進を図ることがますます重要となってきています。

そのため、(1)日本語教育機関・関係者・関連領域の連携構築、(2)新しい情報メディアを活用した教育方法の研究・開発、(3)外国人日本語教育指導者の育成支援などの施策を通して、学習支援の基盤強化を図る必要がありますが、ここでは特に(1)に関して焦点を当てておきたいと思います。

#### 2-1. 日本語教育機関・関係者・関連領域の連携構築

##### (1) 連携を構築する意義・目的

多様な機関・関係者・関連領域の連携を構築する意義・目的としては、1) 人的資源の活用、2) 機関・関係者・関連領域の対等な関係の構築、3) 機関・関係者・関連領域相互の誤解や文化摩擦の軽減などが考えられます。1) のためには、それぞれの機関や領域に属する多様な専門分野・領域、年代、立場の人の活用が重要となります。2) や3) のためには、各機関や領域の現場の状況に応じて通常の立場を転換させることや、領域的差異を超えてお互いの評価基準や価値判断（尺度）を認め合いながら交流する工夫の蓄積などが重要となってきます。これらの目的を達成する過程で、それぞれの機関や領域において必要な情報がより多く流通することとなり、緩やかで広い連携関係が構築されることとなるものと思われます。

##### (2) 地域社会における日本語教育関連機関・関係者の連携構築の事例

文化庁の地域日本語教育推進事業の委嘱地域（1997～99年度）であった東京都武蔵野市の場合、3年間の委嘱事業の成果の一つとして、東京都下の多摩地域の日本語を通した交流のネットワークである「TAMA 日本語共

育ネットワーク」が誕生しました。

武蔵野市（国際交流協会：MIA）の場合、市内の他の団体（東京 YWCA やライオンズクラブ）との連携・協力だけにとどまらず、例えば、国外との関係においては、姉妹都市であるルーマニアのブラショフ市における海外日本語教室活動（日本語交流員派遣事業）や海外研修生受け入れ活動（インターンシッププログラム）を実施しています。また国内においては、隣接の三鷹国際交流協会との連携・協力を始め、周辺の多摩地域の日本語学習支援団体と協力し合っており、その成果として、1999年12月に「TAMA 日本語共育ネットワーク」が誕生しました。

こうした国内外の地域・団体と積極的にコミュニケーションを図り、ネットワークを広げることで情報の共有化を図り刺激を受けていることは、武蔵野市における適切な行政サービスの供給や支援方策の展開へ向けて大いに貢献しているものと考えられます。

## 2-2. 新しい情報メディアを活用した教育方法の研究・開発

多様な日本語学習需要に応える有効な推進施策の一つとしては、これまでの情報メディア（郵便、電話、ラジオ、テレビ、ビデオなど）と新しい情報メディア（衛星通信、インターネットや光磁気ディスクなど）の融合活用方策の調査研究や、こうしたメディアをより効果的に活用できる人材の育成や教授方法の開発が期待されています。

文化庁では、新しい情報メディアを効果的に活用できる人材の育成方法や教授方法の研究・開発に関連して、衛星通信利用実験、ビデオ CD 等マルチメディア教材の作成や高度情報機器を活用した日本語教育の在り方などの調査研究を、1996年度から1999年度まで実施しました。この間、各年度ごとに報告書や CD-Rom などの成果物が提出されています<sup>(注11)</sup>、その中で、特に教育方法に関連したところでは、衛星通信を活用した遠隔地教育における会場支援者（ファシリテータ）の重要性が指摘されています。

### (1) ファシリテータの重要性<sup>(注11)</sup>

今後、高度情報メディアの先端技術の一つである衛星通信やインターネット等のハード面での応用が普及すればするほど、ファシリテータというソフト面での新たな役割を担った人的資源が質量ともにますます重要となってきます。

衛星通信の講座（プログラム）運営におけるファシリテータの役割としては、以下のようなことが考えられますが、こうした役割の本質にあるものは、通常の日本語を通じた共育の場にも必要な人材であり、こした人材の育成が、今後は教員養成や養成講座・研修の場においても期待されるでしょう<sup>(注12)</sup>。

- ・日本語共育プログラムの概要に精通しておく。
- ・日本語共育プログラムの進行と内容に精通しておく。
- ・日本語共育プログラムの機材・通信機器のシステムについて精通しておく。
- ・学習者の動機づけを総合的に高め、力付けできるよう支援する。
- ・学習者の参加が支障なくできるよう、常に共に学ぶ場の雰囲気作りに気を配る。
- ・学びの過程の進行状況を常に把握しておく。
- ・配付物等がある場合には、予め必要部数を用意し、配付時期を確認しておく。
- ・対応している人からの質問・依頼等があった時は、即座に対応する。
- ・様々な専門領域の人との連絡（ネットワーク）を密にしておく。
- ・共に育む場で対応している人に対する寛容性の高い理解者として、お互いがリラックスできるような雰囲気作りに努める。

## 3. 国際化に対応する日本人の言語能力の伸長

国内外の国際化や社会状況の変化を踏まえ、多言語・多文化社会におけるコミュニケーションの在り方も視野に入れると、日本語学習を必要とする外国籍住民だけでなく、日本人自身の日本語の理解力や発話能力の伸長を図る必要も出てきています。文化庁（文化部国語課）では、既に話しましたように、地域社会における外国人の増加に対応し、地域の実情に応じた日本語教育の推進を図るために、1994年度よりモデル地域を指定して（神奈川県川崎市、群馬県太田市、山形県山形市、静岡県浜松市、大阪府大阪市、東京都武蔵野市、福岡県福岡市、沖縄

県西原町等)、多文化共生社会の構築や、地域に応じた日本語学習支援の在り方の追究へ向けて、日本語教室の開催や日本語指導者養成のための講習会の開催等の実施を含めた事業を委嘱してきました。

この事業に関しては、モデル地域の成果の普及及び地域間の連携を強化するため、各都道府県・市町村等の国際交流担当者・社会教育担当者等の参加によるセミナーを1995年度から実施してきましたが、2000年度は本セミナーとしては初めて旧文部省の教育情報衛星通信ネットワーク（エル・ネット）を活用して、「今後の地域日本語学習支援者の養成の在り方を考える」というテーマで開催しましたが、その中で、日本人のコミュニケーション能力の伸長に関連して、次のような武蔵野市の報告がありました。

### 3-1. 地域日本語教育推進事業から得られた知見：コミュニケーション能力の育成

武蔵野市の報告書の提言内容等によれば、地域における日本語教室の場をうまく活用することで外国籍住民の日本語学習支援が図れると同時に、日本人自身のコミュニケーション能力も育む（共育の）可能性があることが窺えるということです。

#### (1) 「日本語教室活動とマンツーマン交流活動の組み合わせ方式の活用」と共育

地域における日本語教室の教え方には通常大きくわけて3つの型があります。一つはいわゆる教師一人と学習者多数（一对多）の教室活動。二つ目は、教える側一人と学習者一人（一対一）のマンツーマン交流活動で、三つ目がこれらの混合方式あるいは組み合わせ方式です。

教室活動とマンツーマン交流活動の両者を組み合わせるいわゆる「武蔵野方式」は実践的な方法であり、特に学習者側にとっては、選択の自由があるという意味では利便性の高い形態となっています。また、特にマンツーマン交流の場合は、共に学び共に育む場（出会いの場であり、対話やコミュニケーションを図る場）となっています。換言すれば、この組み合わせ方式の活用は、外国籍住民の学習意欲を満足させ得ると同時に、住民相互（日本人住民・外国籍住民ともども）の自他の発見・理解のための一つの理想的な「共育」の場となっているものと考えられます。

#### (2) 「日本語交流員養成講座の内容の工夫」

例えば、武蔵野市の日本語交流員の講座（全11回、1回2時間）の内容を見てみると、教授法や日本語文法など、日本語教育方法や言語（日本語）の構造に関するものが約3分の1（3～4回）を占めています。そして、残りの主要な部分は、異文化接触、コミュニケーション論、カウンセリング、文化人類学、国際法、人権問題など、社会・文化・地域や異文化間コミュニケーションや心理学的な問題に関するもので占められています。

これは、養成講座に最低限必要な言語や教授法などの科目が入ってはいるものの、講座の主要科目としては、異文化の人々と接触・交流する場合に不可欠な心構えや考え方について学べるもののが入っていることが窺えます。換言すれば、日本語を通した交流の場において出会う様々な文化背景を持った人々の考え方をお互いに受容・理解するための柔軟性・寛容性を育むための工夫が講座科目の編成上なされているわけです。

具体的には、たとえ自分の考え方（日本文化・自文化）と外国籍住民の考え方（多文化・他文化）との間に不協和や摩擦があったとしても、即座に生じた感情や判断をその場でぶつけることなく、いったん脇に置いて、相手を知るための交流を深めてゆく一連の操作や行動である、いわゆるエポケー<sup>(注13)</sup>=判断停止・判断留保（渡辺文夫、1994：pp. 161～162参照）の作法が理解・修得できるような講座内容が工夫されているのです。また、「外国人」と「日本人」が対等な関係を築くための第一歩として、日本人は自分自身の日本語によるコミュニケーション能力を見直す必要があることを自覚できるような工夫がなされているものと考えられます。

#### (3) コミュニケーション能力の伸長

武蔵野市の講座内容からもわかるように、民間ボランティア団体、地方自治体、国際交流協会などが主催する地域の日本語教室や交流の場は、「外国人」と「日本人」の相互学習の場ととらえられます。また、教室参加者の相互学習、共同運営の実現を前提にするならば、地域における学習支援の担い手は「日本人」と「外国人」の両者であることがわかってきます。

「日本人」は常に支援する側で「外国人」は支援される側という関係が固定したり、「外国人」が「日本人」に過度に依存的になったりしてしまっては、対等・平等な関係のもとでの相互学習は成り立たないものと考えられます。

今後は、各地域において、日本語の国際化を前提として、自文化や他文化をより客観的に捉える方法を学ぶた

めの講座を開設したり、日本語を通した交流（共育）の場を数多く提供する必要があるでしょう。こうした講座の受講経験や日本語交流経験は、日本人自身にとってもコミュニケーション能力そのものの伸長の機会を与えてくれるはずです。

### III 地域社会における年少者への言語学習支援の充実へ向けて

地域社会における日本語学習支援の推進と年少者への言語学習支援の充実へ向けて、どのような理念、目標、施策の展開が考えられるでしょうか。ここでは、Iでふれた調査や事業（施策）の中で、特に(3)の地域日本語教育推進事業から得られた知見について焦点を当てながら、IIの日本語の国際化の方針や3-1の(1)で触れた共育の観点から、今後の地域における年少者に対する言語学習支援（方策）の在り方（理念、目標、施策の展開）に関して考察してみたいと思います。

#### 1 地域における年少者に対する言語学習支援の理念－多文化共生社会の構築へ

外国人市民やその子どもたちのために、地域全体で言語学習支援体制を構築する際には、次のようなことを認識することが肝要である。

- (1) 外国人市民やその子どもが日本社会に適応するだけでなく、日本社会の側からも自ら変わっていくということ
- (2) 外国人市民やその子どもに対する学習支援の場とは、支援者側も相手から学び対等な関係を築くことができるような相互学習の場であり、自立と自己実現につながる、生きるために学習の場であるということ
- (3) 日本語学習支援の過程で、学習者と支援者が共同作業を展開し、外国人と日本人の協力で新しい日本語教育の在り方の模索を図ることは、外国人の地域社会での自立と自己実現、積極的社會関与や参加の力づけに繋がり、ひいては、日本語支援を通して外国人にも住みやすいまちづくりに繋がっていくということ

#### 2 地域における年少者に対する言語学習支援の目標－未来をくための教育

- (1) 子どもの声を育む：アイデンティティ保持・育成のための母語教育を推進し、自分の言葉で考え、自分の言葉で語れるように、「声を育む」教育を目指すこと
- (2) 子どもの声を聞く：子どもの母語と日本語が分かり、カウンセラーとしての資質を持つ人材の養成と採用を推進すること
- (3) リソースセンター構築：蓄積した資料や教材などをこれから共有財産として利用するための機能を持ったリソースセンターの構築を図ること
- (4) 母語・母文化教室の設置と運営：非日本語母語児童・生徒が日本の教育を支障なく受けることができるようにするための環境を整備すると同時に、外国人の子どもの母語・母文化保持のための講座開催等を通して、言語環境の整備を更に充実させること。それらの活動を通して、自分自身や自分の国を大事にする気持ちを育み、彼らが将来母国に帰国した時の一助となることを目指すこと
- (5) 日本人も外国人も共に育つ地域開発型の日本語学習支援体制を目指したネットワークの構築をするために、外国人・行政・教育機関・民間ボランティア等の間のネットワーク化や仲介役・調整役としてのコーディネーター、カウンセラー等の配置を図ること

#### 3 年少者に対する言語学習支援のための施策展開－地域社会の未来へ向けて

- (1) 就学年齢に達した外国人児童・生徒に対する受け入れシステムの整備と拡充
- (2) 相談に対応できる通訳の育成及び育成のための研修会の開催
- (3) 支援に関わる現場や職場への在住外国人の積極的登用
- (4) 行政機関各課の連携と情報交換を行うための「担当者会」等の設置
- (5) 行政業務の簡素化
- (6) 仲介・調整役としての専門職員（コーディネーター）というポジションの設置
- (7) 関係機関による協議会の設置

## おわりに－文化庁日本語教育大会について

最後にお知らせです。文化庁では、今後、こうした個々の課題の実現のためのより具体的な検討を行うとともに、平成13年度予算の概算要求をはじめ、各種施策に反映していくこととしています。また、今年度も、こうした日本語教育の水準の向上と推進やネットワーク化の促進に資するための方策として、8月に、合計3日間、文化庁「日本語教育大会」(日本語教育研究協議会)を、「転換期の日本語教育の在り方について考える」という全体テーマで開く予定です<sup>(注14)</sup>。御興味のある方はふるってご参加下さい。

本日はどうもありがとうございました。

### (注)

- (1) 法務省の入国管理局集計によれば、平成11年末における外国人登録者数は、155万6,113人（前年：151万2,116人）で過去最高を更新しており、前年比、4万3,997人（2.9%）、10年前の平成元年末に比べて57万1,658人（58.1%）の増加となっています。なお、外国人登録者数の我が国の総人口に占める割合は、我が国の総人口1億2,668万6,324人（総務庁統計局の「平成11年10月1日現在推計人口」による）の1.23%（この割合の推移をみると、昭和61年から増加を始め、平成4年に1パーセントを突破し、平成11年末は前年より、0.03%の増加）にあたる。この我が国の総人口と外国人登録者数の伸び率を10年前と比較してみると、我が国の総人口の伸び率は2.8%、外国人登録者数の伸び率は、それよりはるかに高い58.1%を示しています。
- (2) 前回の1993年調査と比べると、機関数は60.7%：6,800→10,930、教師数は31.3%：21,034→27,611、学習者数は29.5%：1,623,455→2,102,103の増加となっており、学習者数を国・地域別で見ると、韓国、オーストラリア、中国、台湾、米国の順に学習者が多くなっています。
- (3) 1999年度より、これまで文部省学術国際局教育文化交流室が担当していた日本語教員養成、日本語教育能力検定試験、日本語能力試験、インドシナ難民に対する日本語教育等の施策も文化庁文化部国語課の担当となりました。なお、ここに提示した調査・事業の内容は平成12年度末時点の内容です。
- (4) 実態調査の結果をはじめ、日本語教育の施策に関する文化庁の報告書「今後の日本語教育施策の推進について－日本語教育の新たな展開を目指して－」(今後の日本語教育施策の推進に関する調査研究協力者会議)（平成11年3月19日）等を文化庁のインターネット・ホームページ(<http://www.bunka.go.jp/>)に掲載しています。
- (5) 「インドシナ難民の定住対策について」(1979年4月3日閣議了解)及び「インドシナ難民対策の拡充・強化について」(1979年7月13日閣議了解)に基づき、財団法人アジア福祉教育財団にインドシナ難民に対する日本語教育を委託しています。
- (6) 中国からの帰国者に対する日本語教育を推進するため、日本語学習教材及び指導参考資料『中国からの帰国者のための生活日本語I、II』、『中国からの帰国者のための看・听・学－はじめての日本語』(絵カード、カセットテープ)を都道府県を通じて、帰国者及び日本語指導者に配布しています。また、『中国帰国者のための日本語教育Q&A』(1997年3月発行)をはじめとする日本語教育関連の指導参考書(『異文化理解のための日本語教育Q&A』など)や学習教材(大蔵省印刷局発行)は、官報販売所(政府刊行物サービス・ステーション)及び政府刊行物サービス・センター等で市販しています。
- (7) 文化庁報告書「日本語教育のための教員養成について」(日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議、平成12年3月30日)では、①日本語教員養成における教育内容、②日本語教育能力検定試験の今後の在り方について提言しています。特に、教育内容については、養成する日本語教員の主な活躍の場や専攻に応じて組み合わせ可能な選択的な教育内容の指針が示されました。これにより、今後、各大学の創意工夫によって多様な教育課程の編成が行われることで日本語教員養成の一層の充実が図られることが期待されます。新たに提示された「日本語教員養成において必要とされる教育内容」については文化庁のインターネット・ホームページ(<http://www.bunka.go.jp/5/1/V-1-C.html>)を御参照ください。
- (8) 文化庁報告書「日本語教育のための試験の改善について」(日本語教育のための試験の改善に関する調査研究協力者会議、平成13年3月30日)では、①「日本語能力試験」については、平成14年度からの「日本留学試験」の開始に伴う「日本語能力試験」の目的・役割の明確化や、認定基準の設定の見直し等、②「日本語教育能力検定試験」については、試験の出題範囲を、平成12年3月の文化庁・日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議報告において提言された教育内容に対応したものにすること等について提言しています。今後、この提言の実現に向けた取り組みが行われることにより、日本語教育の一層の促進や日本語教員養成の更なる充実が期待されます。
- (9) 本システムは平成12年度に文化庁において予算化の上構築されたものであり、13年度からは独立行政法人国立国語研究所において管理運営され、8月から本格的なサービスが開始されました。本システムにより、電子化された多様な素材や情報を、インターネット(<http://www.kokken.go.jp/nihongo>)を通じてどこからでも、簡単な手続きで入手できることとなり、国内外の日

## 特別企画 野山 広

- 本語教育関係者や学習者の要望に応じた、便利なシステム（サイト）となることが期待されます。
- (10) 教材用素材（電子化資源）・個人情報の不正使用防止のための会員制度。
  - (11) 『衛星通信を活用した日本語教育の推進』（平成12年、文化庁文化部国語課）pp. 50～51参照。
  - (12) 『平成11年度文化庁日本語教育研究委嘱 日本語教員養成と情報リテラシー教育』（日本語教育学会）の pp. 8-9を参照。
  - (13) 新たに提示された「日本語教員養成において必要とされる教育内容」の中の言語と心理（異文化理解と心理）及び言語と教育（異文化間教育・コミュニケーション教育）のキーワードの一つ。
  - (14) 文化庁のホームページ (<http://www.bunka.go.jp/>) あるいは (<http://www.kokken.go.jp/nihongo>) の「日本語教育の行事」の頁を御参照ください。

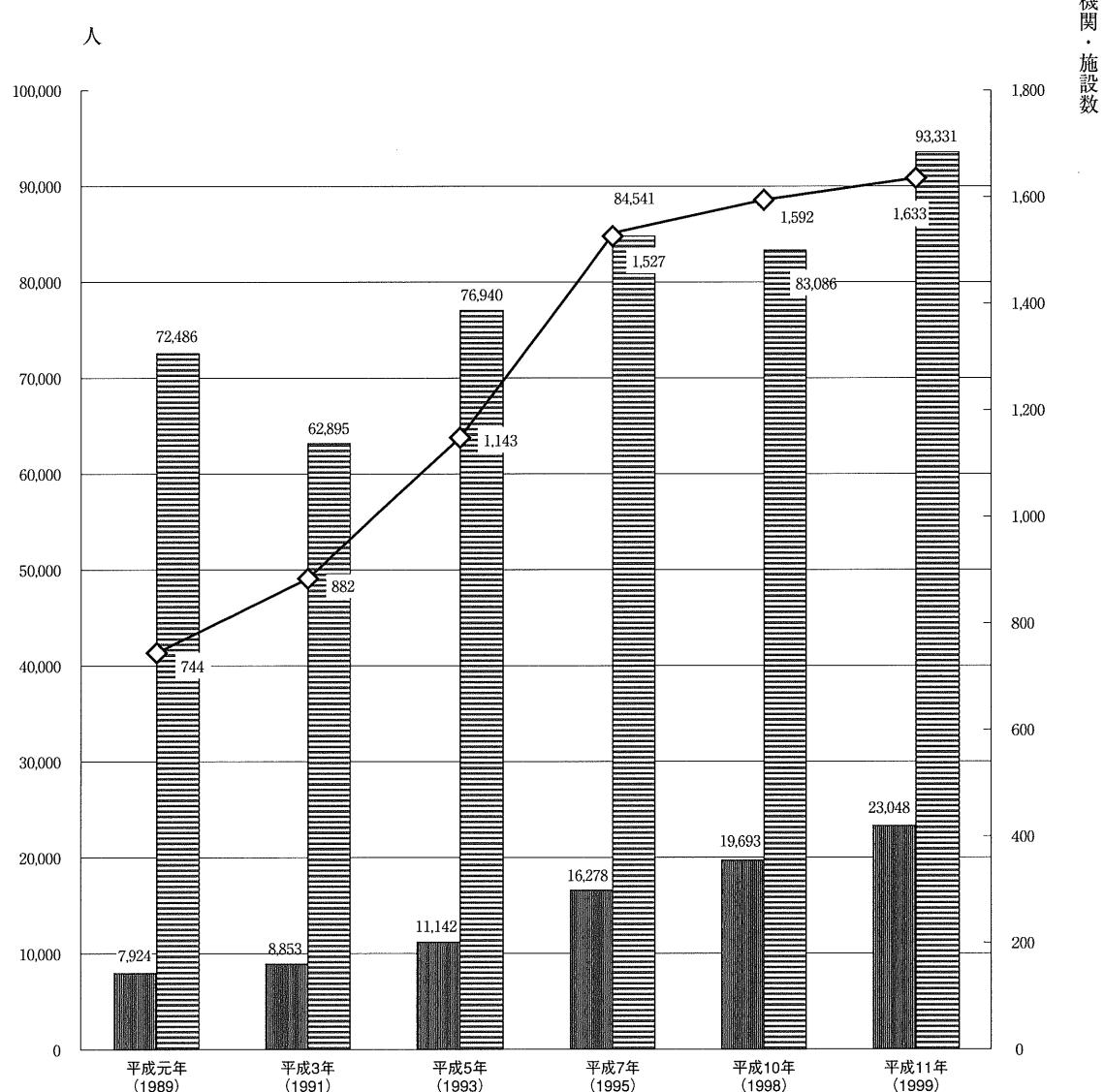
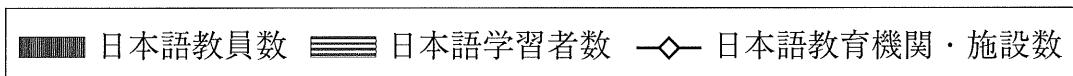
## 引用・参考文献

- 日本語教育学会（1996～2000）『国内の日本語教育ネットワーク作りに関する調査研究－報告書－』及び『日本語教育における教授者のネットワークに関する調査研究－報告書－』（平成7～11年度文化庁日本語教育研究委嘱）
- 野山広（2000）「地域社会における年少者への日本語教育の現状と課題」山本雅代編著『日本のバイリンガル教育』（pp. 165-212.）  
明石書店  
- （2001）「日本語の国際化と日本語教育」『SCIENCE OF HUMANITY BENSEI [人文学と情報処理] Vol. 33』（pp. 74-83.）  
勉成出版
- 武蔵野市国際交流協会（1997）『日本語で国際交流～日本語プログラム「武蔵野方式」7年間の歩み～』
- 武蔵野市地域日本語教育推進委員会（2000）『武蔵野市地域日本語教育推進事業報告書～市民活動としての日本語「共育」の試み』（文化庁委嘱）
- 渡辺文夫（1994）「異文化接触のスキル」菊池章夫・堀毛一也『社会的スキルの心理学』川島書店

## ○国内の日本語教育の概要

平成11年11月1日現在

	機関・施設数	教員数	学習者数
大学等の 研究科・ 学部等	大 学 院	43	228
	大 学 学	481	3,217
	短 期 大 学	84	282
	高 等 専 門 学 校	56	146
小 計	664	3,873	22,466
一般の日本語教育実施機関・施設	969	19,175	70,865
合 計	1,633	23,048	93,331



野山 広（のやま ひろし）

1961年生（長崎県五島列島産）

文化庁文化部国語課日本語教育調査官

豪州モナシュ大学非常勤講師、国際交流基金日本語国際センター客員講師、東京学芸大学教育学部非常勤講師などを経て、平成9（1997）年4月より文化庁専門職員。今年（平成13年）度から現職。専門は日本語・国語教育、多文化・異文化間教育、社会言語学など。著書・論文：「国語教育と日本語教育との連携の可能性－多文化教育の視点から－」大平浩哉先生退任記念論文集編集委員会編『21世紀をひらく国語の教育』（愛育社）「地域社会における年少者への日本語教育の現状と課題」山本雅代編著『日本のバイリンガル教育』（明石書店）「日本語の国際化と日本語教育」『SCIENCE OF HUMANITY 人文学と情報処理 BENSEI Vol. 33』（勉成出版）ほか